

山形PR隊活動事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 目的

山形県をPRするキャラクター「きてけろくん」の着ぐるみを活用した、県内外イベント等における山形県のPRや、SNSを活用した情報発信の実施により、「きてけろくん」の認知度の向上及び本県への観光誘客の促進を図ることを目的とした、「山形PR隊活動事業」の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 業務名

山形PR隊活動事業

(2) 業務の内容

別添「山形PR隊活動事業基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

(4) 提案上限額

11,457千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 1年以上引き続き業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されていること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと。
 - i. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

- ii. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- iii. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- iv. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- v. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要項等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき

4 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
 - ② 事業者概要書（様式第2号） 1部
- （添付書類）

※1 「類似業務の実績」の記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し 各1部

※2 会社概要等がわかるパンフレット等 5部

※3 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各1部

※4 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。 次のア及びイ各1部
ただし、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。）

イ 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。

- ※5 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号） 1部
- ※6 社会保険・労働保険加入状況一覧表 各1部
「令和7・8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」（様式第4号）
<添付書類>
 - ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況が確認できる書類の写し
(※健康保険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、各々における添付書類を提出すること)
 - ・労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できる書類の写し
- ※7 ※3～6の書類については、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。
- ※8 ※3～6に定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。
- ③ 企画提案書（任意様式） 5部
企画提案書については、下記に基づき作成すること。
i. 企画提案書の仕様
 - ・企画提案書の様式は任意とする。ただし、A4判（片面印刷）の10ページ以内（表紙を除く）とし、ダブルクリップで綴じること。また、各頁下部に、通し番号を印字すること。なお、用紙は複写可能なもので、縦置き左綴じ横書きとし、白黒・カラーは問わない。
- i. 企画提案書に記載すべき事項
企画提案書には、以下の事項について必ず記載すること。
 - ・1年間の出演計画（着ぐるみを活用した広報・啓発活動の具体的な計画や工夫点等について、年間スケジュール等を具体的に記載すること。）
 - ・SNSを活用した情報発信計画（SNSの投稿について、詳細やスケジュール等を具体的に記載すること。）
- ※ 上記について、「基本仕様書」において設定した数値目標に則した内容を記載すること。
- ④ 経費見積書（様式第6号） 1部
- ⑤ 本業務の受託体制（任意様式） 1部
※③の最終頁の次頁に、上記④及び⑤の写しをそれぞれ綴じ込むこと。
- ⑥ 再委託事業者の事業者概要書（再委託がある場合）（様式第5号） 1部
- (2) 提出期限
① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）及び添付書類
令和8年3月3日（火）午後5時
- ② 企画提案書
令和8年3月10日（火）午後5時
- (3) 提出先
「10 担当部局」～提出すること

(4) 提出方法

- 持参、郵送又は PDF 形式等での電子メールへの添付等による。
- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
 - ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。また、最終日は午後 5 時までとする。）に提出先に提出すること。
 - ・PDF 形式等での電子メールへの添付等の場合は、PDF のほか JPEG、GIF 形式など編集ができない形式で「10 担当部局」あてに送付すること。

(5) プレゼンテーションへの参加

企画提案書を提出した者に対し、日時を通知のうえプレゼンテーションの実施を求める場合がある。なお、プレゼンテーションの時間は、1 者につき 10 分以内（質疑応答の時間を除く。）とする。ただし、場合によっては書類審査とすることもある。

(6) その他

提案は 1 事業者につき、1 提案とする。

5 企画提案書作成等に係る質問・問い合わせ

- (1) 企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書」（様式第 7 号）により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形 P R 隊活動事業への問い合わせ」として、「10 担当部局」あてに送付すること。
- (3) 質問書の受付期間
令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時までとする。
- (4) 質問書への回答

質問書への回答は、参加申込書提出者全てに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 最優秀提案者の決定方法等

- (1) 企画提案書の審査は、山形県観光文化スポーツ部が設置する「山形 P R 隊活動事業業務委託に係る企画審査会」（以下「審査会」という。）において行う。
- (2) 審査会では、次の事項について審査し、総合的な評価を行い、最優秀提案者及び次点者を選定する。

項目	評価の視点
① 業務内容の理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
② 業務内容の実効性	「きてけろくん」の着ぐるみを活用した広報・啓発活動は、具体的で説得力のある提案がなされているか。

	Instagram 等の S N S を活用した情報発信は、具体的で説得力のある提案がなされているか。
	「きてけろくん」の認知度向上と誘客促進が期待される県内外のメディアや媒体の活用、県外イベント等への参加による話題づくり等の工夫がなされているか。
③ 業務遂行の確実性	委託業務実施に向けた適切な準備体制(スタッフへの事前研修等)がとられているか。また、業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。
④ 業務遂行の能力	過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。
⑤ 経費見積の妥当性	経費の積算内容は適切であり、不備や不適切なものはないか。

- (3) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、審査会において、提案内容について事業の目的を十分に達成できるものであると判断したときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (5) 提案者が1者のみで当該者を最優秀提案者として選定しない場合又は提案者が無い場合は、本募集を一旦中止し、業務内容を見直しのうえ、再募集を行う。

7 企画提案提出後のスケジュール

- (1) 審査会の開催：令和8年3月下旬
 - (2) 審査結果通知：令和8年3月下旬
 - (3) 契約締結：令和8年4月1日
- ※具体的な日時等については、参加者決定後別途連絡する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 応募及び契約については、県の都合により事業を停止する場合があり得る。
- (6) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合はこの限りではない。

10 担当部局

山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 観光プロモーション担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-3362 F A X：023-630-2097

電子メール：ykanko#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。